

障がい者等地域生活支援協議会について

○協議会の法的位置付け

障害者総合支援法

(協議会の設置)

第 89 条の 3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(市町村障害福祉計画)

第 88 条 略

9 市町村は、第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会（以下この項及び第 89 条第 7 項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

○福岡市障がい者等地域生活支援協議会について

- ・ 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に基づき設置（委員名簿（資料 2）、市要綱（資料 3））。
- ・ 「協議会」の下に、各区に「区部会」を設置し、また、必要に応じて「専門部会」を設置し、運営している。

